

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-5 内部委任 (1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II-6 準用 (1) 適格機関投資家等特例業務等を行う者への準用 適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を行う者に係る事務処理については、II-1-2(1)、II-1-3、II-1-5(1)⑤及び⑨、(2)③、II-2、II-3、II-4並びにII-5の各規定に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>	<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-5 内部委任 (1)～(4) (略)</p> <p><u>II-1-6 金融商品取引業者等が提出する書類等における記載上の留意点</u> <u>別紙様式集における役員等の氏名の記載については、法令の手續に従い、登録等の申請の際に婚姻前の氏名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて婚姻前の氏名を記載することができることに留意する。</u></p> <p>II-6 準用 (1) 適格機関投資家等特例業務等を行う者への準用 適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を行う者に係る事務処理については、II-1-2(1)、II-1-3、II-1-5(1)⑤及び⑨、(2)③、<u>II-1-6</u>、II-2、II-3、II-4並びにII-5の各規定に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(2) 金融商品仲介業者への準用</p> <p>金融商品仲介業者に係る事務処理については、Ⅱ-1-1(6)及び(7)、Ⅱ-1-3、Ⅱ-1-5、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5の各規定に、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、Ⅱ-1-2(2)①及び②の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>(3) 証券金融会社への準用</p> <p>証券金融会社に係る事務処理については、Ⅱ-1-3、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4及びⅡ-5に準ずるものとする。</p> <p>(4) 投資法人への準用</p> <p>投資法人に係る事務処理については、Ⅱ-1-1(6)及び(7)、Ⅱ-1-3、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>(5) 商品投資販売業者への準用</p> <p>商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、Ⅱ-1-2(1)及び(2)②、Ⅱ-1-3、Ⅱ-1-4、Ⅱ-1-5(1)、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5(Ⅱ-5-9(1)を除く。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 金融商品仲介業者への準用</p> <p>金融商品仲介業者に係る事務処理については、Ⅱ-1-1(6)及び(7)、Ⅱ-1-3、Ⅱ-1-5、<u>Ⅱ-1-6</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5の各規定に、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、Ⅱ-1-2(2)①及び②の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>(3) 証券金融会社への準用</p> <p>証券金融会社に係る事務処理については、Ⅱ-1-3、<u>Ⅱ-1-6</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4及びⅡ-5に準ずるものとする。</p> <p>(4) 投資法人への準用</p> <p>投資法人に係る事務処理については、Ⅱ-1-1(6)及び(7)、Ⅱ-1-3、<u>Ⅱ-1-6</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>(5) 商品投資販売業者への準用</p> <p>商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、Ⅱ-1-2(1)及び(2)②、Ⅱ-1-3、Ⅱ-1-4、Ⅱ-1-5(1)、<u>Ⅱ-1-6</u>、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5(Ⅱ-5-9(1)を除く。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>